

(別紙2)

「日本社会学会倫理綱領にもとづく研究指針」(2025年一部改訂)における 調査対象者の保護等に関する記載事項(概要)

※指針の全文は、こちらをご覧ください。 [\[https://jss-sociology.org/about/researchpolicy/\]](https://jss-sociology.org/about/researchpolicy/)

※【 】内は、研究指針で該当する番号です。

1. 調査の計画から結果の公表に至る全過程における留意点

- ① 研究の目的・過程および結果が、社会正義に反することがないか、もしくは個人の人権を侵害する恐れがないか、慎重に検討する【1(1)】
- ② 社会調査はどのような方法であれ、対象者に負担をかけ、調査対象者の思想・心情や生活、社会関係等に影響を与え、またプライバシー侵害や個人情報の漏洩の危険を含んでいる。そもそもその調査が必要なのか、調査設計の段階で先行研究を十分精査する【1(3)】
- ③ 研究計画について指導教員や先輩・同輩、当該分野の専門家などから助言を求める【1(3)】
- ④ いかなる場合にも、対象者に対する真摯な関心と敬意を欠いた研究・調査をしてはならない。【1(6)c】
- ⑤ 調査対象者から当該調査について疑問を出されたり、批判を受けた場合は、真摯にその声に耳を傾け、対象者の納得が得られるよう努力する。行った調査の成果を守ろうと防衛的になるあまり、不誠実な対応になることは許されない。【1(6)c】
- ⑥ 特定の集団や地域に対する偏見・差別・スティグマを生み出したり助長したりしないか慎重に検討する【1(7)c】
- ⑦ 対象者リスト、回収票や電子データなど調査で得られたデータの保存・管理には、十分に注意する【1(8)b】
- ⑧ 調査対象者から常識を超える金銭や物品の供与を受け取ったり、調査対象者に過大な金銭・物品等を提供してはいけない【1(10)】
- ⑨ 調査の内容、研究者の関わり方、調査のまとめ方が、対象者を傷つけたり負担を与えたりすることがあるため、対象者への身体的・心理的な影響がとくに懸念される場合には、当事者団体や関連する支援団体等に調査開始前に相談し、必要な対応について十分に検討する【3(3)】

2. 事前の説明と同意の取得

- ① 対象者から直接データ・情報を得る場合、収集方法がいかなるものであろうと、対象者に対し、原則として事前の説明を書面または口頭で行い、同意を得る【1(6)a】
- ② 事前に (a) 研究・調査の目的、(b) 助成や委託を受けている場合には助成や委託している団体、(c) データ・情報のまとめ方や結果の利用方法、(d) 公開の仕方、(e) 得られた個人情報の管理の仕方や範囲などについて説明する【1(6)a】
- ③ 想定される影響について対象者に十分説明するとともに、必要に応じて支援が受けられる相談窓口などについても併せて情報提供することを考える【3(3)】

- ④ 調査の性質に応じて調査対象者から同意書に署名をもらうことの必要性についても検討する【1(6)a】
- ⑤ 調査対象者には、いつでも調査への協力を拒否する権利があることを含めて説明し、研究者は、調査対象者にその権利があることを自覚する【1(6)b】

3. 事前の説明と同意の取得が難しい場合の対応

- ① 過去データの利用など本人から同意を得ることが困難な場合には、研究成果の公表に伴う不利益を十分に考慮したうえで、調査の透明性確保に努める。その際、新たに利用目的についての周知・広報を行うことが有効な場合もある【1(6)a】
- ② フィールドワークのように、事前に調査対象者から同意を得ることが困難な研究手法の場合には、調査結果の公表前に、調査対象者に対して調査を行っていたことを謝罪し、研究目的について丁寧に説明したうえで、公表に関する同意を得る【3(1)】
- ③ 事後的に同意を得ることが困難な場合には、調査対象者の匿名性を高める等の工夫を試みる【3(1)】

4. 個人情報及びプライバシーの保護

- ① 対象者から収集したデータは、調査中も、分析中も、報告書作成後も、他に漏れないよう厳重な管理が必要であり、調査員にも指導を徹底することが求められる。また第三者によって、調査票の個番と対象者リストが照合され対象者が特定されることのないよう、調査票、個番、対象者リストを別々に保管するなどの対策を講じることが望ましい【2(3)】
- ② プライバシー保護のために、個人名や地域名を仮名化する必要があるが、調査対象者が実名での記述を望む場合もあることから、十分話し合い、いかなる表記をすべきかについて了解を得る【3(2)】
- ③ SNS でのコメントなど、誰でも見られる形で公表されている資料についても、取り上げ方によっては本人に不利益を与えたり、著作権の問題が生じることがありえるため、事前に十分な検討を行う【3(2)】

5. 結果の公表にあたっての留意点

- ① 調査結果の公表によって調査対象者に損害を与えないよう留意すること【1(7)a】
- ② 公表予定の内容が調査対象者に不利益をもたらす可能性がある場合など、必要に応じて骨子やデータ、原稿などを事前に示し、調査対象者の了解を得ること【1(7)b】
- ③ 調査対象者に、研究・調査結果の要点を知らせる努力や公表された研究結果にアクセスできるように対応すること【1(7)b】

以上